

鹿児島県死因究明等推進協議会設置要綱

（目的）

第1条 死因究明等推進基本法（令和元年法律第33号）第30条の規定に基づき、本県の状況に応じた死因究明等に関する施策の検討等を行うため鹿児島県死因究明等推進協議会（以下、「協議会」という。）を設置する。

（組織）

第2条 協議会は委員10人以内で組織する。

2 委員は、別表に掲げる団体の中から知事が委嘱又は任命する。

（任期）

第3条 委員の任期は最長2年とし、再任を妨げない。

2 委員に欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長）

第4条 協議会に会長及び副会長各1名を置く。

2 会長は委員の互選により定める。会長は会務を総理し、会議の議長となる。

3 副会長は、会長が指名する委員を充て、会長を補佐し、会長に事故のあるときは、その職務を代理する。

（会議）

第5条 協議会の会議は、会長が招集する。

2 委員は、やむを得ない理由により会議に出席できない場合は、代理者を出席させることができる。

3 会長が必要と認めたときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明または意見を聴くことができる。

（事務）

第6条 協議会の事務は、鹿児島県保健福祉部保健医療福祉課において処理する。

（その他）

第7条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

付 則

この要綱は、令和2年7月6日から施行する。

付 則

この要綱は、令和 6 年 5 月 1 5 日から施行する。

付 則

この要綱は、令和 7 年 5 月 3 0 日から施行する。

別表（第 2 条関係）

構成団体・機関
公益社団法人鹿児島県医師会
公益社団法人鹿児島県歯科医師会
国立大学法人鹿児島大学
鹿児島地方検察庁
第十管区海上保安本部
鹿児島県警察本部
鹿児島県保健福祉部